

スポーツ観光推進事業補助金 事務処理等の注意点【申請マニュアル】

対象

- ・市外から鳥羽市を訪れる高等学校以上の学生等で構成する団体等もしくは一般団体。
- ・1回の合宿における延べ宿泊数（合宿に参加し宿泊した延べ人数）が15人泊以上であること。
（例）補助対象 15人×1泊＝延べ15人泊 ， 10人×2泊＝延べ20人泊
補助対象外 7人×1泊＝延べ7人泊

要件

- ・鳥羽市内に宿泊する合宿であること。
- ・国、県または他の地方公共団体等から合宿助成を受けていないこと 他、交付要綱に定めるもの

【1. 申請について】以下の書類を提出して下さい。（～平成31年3月19日）

- ・補助金等交付申請書
- ・事業計画書・収支予算書
- ・代表者の身分証明書の写し（運転免許証・学生証など）
- ・参加者名簿

※合宿開始の2週間前を目安に申請して下さい。交付決定までに約2週間かかります。

【2. 実績報告書について】以下の書類を提出して下さい。（～平成31年3月31日）

- ・補助事業等実績報告書
- ・事業の結果報告書・収支決算書
- ・補助金等交付請求書 ※振込先の通帳の写し（口座情報がわかる部分）を添付して下さい
- ・合宿アンケート
- ・地域交流活動成果報告書（※地域交流活動を行った場合）

※合宿終了後、1か月以内に実績報告書を提出して下さい。

※補助金に関する書類は10年間保存してください。

☆よくあるご質問

Q. 近隣市町のスポーツ施設も利用可能ですか？

A. 鳥羽市内に市民体育館や野球場、相撲場、武道館などございますが、近隣市町の施設をご利用いただくことも可能です。

Q. 宿泊施設やスポーツ施設の案内や予約はしてくれるの？

A. 鳥羽市観光協会がご希望にそった宿泊施設などをご案内させていただきます。ぜひご利用下さい。ご予約は利用者様ご自身でお願いいたします。

Q. 申請は電子メールでも可能ですか？

A. メールによる申請受理はできません。
上記1の様式にご記入・押印の上、郵送してください。

Q. 合宿終了後の申請も可能ですか？

A. 必ず合宿実施前にご申請いただくことが必要です。

お問い合わせ

合宿プランの相談 鳥羽市観光協会 山本

TEL. 0599-25-3019

補助金の申請について 鳥羽市観光課 山本

TEL. 0599-25-1155